



西敬寺納骨壇使用許可証

使用期間中はもとより、使用期限の延長や使用継承手続きに必要な書類となります。
規約を併せて掲載しておりますので、大切に保管して頂くようお願い致します

浄土真宗本願寺派 (西本願寺)
さい きょう じ
西 敬 寺

☎ **026-243-5570**

〒381-0016 長野市南堀3 3 6

<https://www.tanozan-saikyoji.jp>



田野山西敬寺

検索

西敬寺納骨壇規約

【制定の目的】

第1条 西敬寺納骨壇（以下納骨壇）の使用についての基準を定めることを目的とする。

【使用の目的】

第2条 納骨壇は、遺骨を安置し法式儀礼を行う目的の他に使用することは出来ない。

【使用の制約】

第3条 納骨壇では、浄土真宗本願寺派で定められる法式儀礼をもって行うものとし、他の宗教団体等の法式儀礼又はそれに類する行事等は、これを一切行うことができない。

【使用の許可】

第4条 1、納骨壇使用資格者は西敬寺門信徒に限る。

2、納骨壇使用者は、この規定に従い管理者である宗教法人西敬寺代表役員・住職（以下住職）の許可を得なければならない。

3、納骨壇の使用を願い出る者は、埋葬許可証（または改葬許可証）及び規約に定める使用冥加金を添え所定の「西敬寺納骨壇使用願（誓約書）」に自署捺印して住職に提出しなければならない。

4、合同納骨壇使用を生前に願い出る者は住職への委任状を併せて提出しなければならない。

5、上記書類は、住職が保管し必要に応じて閲覧することが出来る。

6、住職は、使用を許可する場合に納骨壇使用許可証を交付する。

【個別納骨壇使用延長・継承の許可】

第5条 1、個別納骨壇継承の承認については、継承事由が発生したつど使用者もしくは継承予定者が住職に連絡し継承手続きをしなければならない。

2、継承予定者は、民法が定める墳墓の所有権を継承すべき者とする。

3、住職は、使用期限を迎える使用者もしくは継承予定者に速やかに連絡し合同納骨壇への改葬か使用期限延長かを確認する。

4、使用期限の延長を願い出る使用者もしくは継承予定者は、その時点での使用冥加金添えて所定の「納骨壇使用延長・継承願」に自署捺印して提出した上、住職の許可を得なければならない。

【個別納骨壇使用权の転貸・譲渡の禁止】

第6条 1、個別納骨壇使用权が不要になった場合の転貸・譲渡することは出来ない。

2、使用权を放棄する場合は、許可証と共に無条件で返還しなければならない。

【合同納骨壇からの改葬】

第7条 合同納骨壇に納骨された遺骨は、特別な事由によって住職に認められない限り改葬出来ない。

【使用冥加金】

第8条 1、合同納骨壇1体 50,000円以上

2、個別納骨壇12年（使用期限内の家族の追加納骨可能）250,000円以上

3、個別納骨壇22年（使用期限内の家族の追加納骨可能）500,000円以上

4、使用冥加金は、将来の物価変動により改定することがある。

【年間管理費】

第9条 年間管理費は前条で規定した使用冥加金に含まれるものとして徴収しない。

【附 則】 この規約の変更に関する協議などは西敬寺責任役員会にて定める。

西敬寺納骨壇使用許可証

西敬寺納骨堂使用願(誓約書)に基づき、以下のように納骨・使用を許可致します。

様

個別納骨壇の使用期限 納骨日 年 月 日より 年間

*上記の日付は管理者が納骨日に記帳致します。

同一区画(1区画)にお預かりするご遺骨

1	遺骨者(物故者)名			
	法名	死亡年月日	年	月
2	遺骨者(物故者)名			
	法名	死亡年月日	年	月
3	遺骨者(物故者)名			
	法名	死亡年月日	年	月
4	遺骨者(物故者)名			
	法名	死亡年月日	年	月
5	遺骨者(物故者)名			
	法名	死亡年月日	年	月
6	遺骨者(物故者)名			
	法名	死亡年月日	年	月
7	遺骨者(物故者)名			
	法名	死亡年月日	年	月
8	遺骨者(物故者)名			
	法名	死亡年月日	年	月

*使用期限中にご家族のご遺骨を追加でお預かりする場合は、その際の納骨日に管理者が追加記帳します。

年 月 日

宗教法人 西敬寺

代表役員(住職/納骨壇管理者)

印

西敬寺納骨堂使用許可（延長・継承）願（誓約書）

西敬寺納骨堂管理者 殿

現在、使用許可されております、西敬寺納骨壇の使用（延長・継承）をおこないたく、定められている納骨堂規約を遵守することを誓約し、納骨壇使用許可証を添えてお願い致します。

年 月 日

フリガナ																			
現在の使用者名	<div style="text-align: right;">印 死亡の場合捺印不要</div>																		
延長期間	現在の使用期限終了日から 年																		

以下の欄は、現在の使用許可証の継承予定者からご変更がある場合にご記帳下さい。

フリガナ																			
継承者名	<div style="text-align: right;">印</div>																		
間柄																			
継承理由																			
郵便番号				-															
住所																			
電話番号																			
E-mai（お持ちの場合）																			

使用継承（または使用期限の延長）を申請される場合は、上記に必要事項をご記帳の上、管理者にご提出下さい。管理者が確認の上、新しい「使用許可証」を交付致します。

尚、使用期限内の継承変更に関しましては追加冥加金の必要ございません。延長に関しましては追加冥加金（その時点での規約が定める金額）を添えて頂くようお願い致します。